

# 介護支援専門員 資格管理の手引き

(令和6年3月版)

秋田県健康福祉部長寿社会課

## はじめに

この手引きは、介護支援専門員の登録に関する申請・届出を行う方のために、介護保険法に基づく申請及び届出の手続きなどを簡単にまとめたものです。法の趣旨を十分ご理解いただき、資格の管理は自己で行うことを十分に認識した上で、この手引きを参考に手続きを行ってください。

この手引きの内容は、秋田県で介護支援専門員の登録を受けようとする方及び既に秋田県で介護支援専門員の登録を受けている方のためのものです。書類の様式や添付書類など、取扱の詳細が他都道府県のものとは異なりますので、あらかじめご了承ください。

法令改正等により、内容を随時で更新(変更)することがありますので、利用の際は最新のものであることを確認してください。

# 1 介護支援専門員資格の基本

## (1) 介護支援専門員の登録

介護保険法第69条の2の規定により、厚生労働省令で定める実務の経験を有する方であって、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ介護支援専門員実務研修の課程を修了した方は、当該実務研修を行った都道府県知事の登録を受けることができます。ただし、欠格事由に該当する方は登録を受けることができません。

**登録を受けるためには、介護保険法施行規則第113条の7の規定により、介護支援専門員実務研修を修了した日から3か月以内に登録申請書を提出しなければなりません。**

### 介護保険法第69条の2で定める欠格事由

- ①心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として※厚生労働省令で定めるもの（※精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③介護保険法及び同法施行令第35条の2で定める法律の規定により罰則の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し、不正又は著しく不平等な行為をした者
- ⑤介護保険法第69条の3第3項の規定による介護支援専門員としての業務禁止の処分を受け、その禁止の期間中に登録の消除の申請により、その登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- ⑥介護保険法第69条の3第9の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- ⑦介護保険法第69条の3第9の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法第15条の規定による聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除を申請した者であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

## (2) 介護支援専門員証

登録を受けただけでは介護支援専門員としての実務に従事することはできません。**実務に従事するためには介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。**既に秋田県に登録を受けているが、介護支援専門員証の交付を受けていない方が新たに実務に従事する場合は、介護支援専門員証の交付を申請してください。

介護保険法第69条の7の規定により、介護支援専門員の登録を受けている方は、介護支援専門員証の交付を申請することができます。介護支援専門員証の有効期間は5年です。

## (3) 介護支援専門員証の有効期間の更新

介護保険法第69条の8の規定により、**介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする方は、更新研修を受講しなければなりません。**更新後の介護支援専門員証の有効期間は5年です。

更新の手続きは、原則、介護支援専門員証の有効期間満了日の1年前から受け付けます。ただし、主任介護支援専門員更新研修を修了し、介護支援専門員証の有効期間を主任介護支援専門員更新研修修了

証明書の有効期間に置き換えようとする方は、主任介護支援専門員更新研修修了後、速やかに手続きをお願いします。

なお、**介護支援専門員証の有効期間が満了した場合、介護支援専門員の業務に従事することはできませんのでご注意ください。**更新研修を受けず、介護支援専門員証の有効期間が満了した方が新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする場合は、介護保険法第69条の7第2項の規定により、再研修を受講しなければなりません。

## 2 手続きに関する問い合わせ及び提出窓口

秋田県では、事務を効率的・効果的に実施するため、資格管理に関する業務を秋田県介護支援専門員協会に委託しています。**申請・届出に関する問い合わせや書類の提出は協会あてにお願いします。**書類は原則、郵送で提出してください。

なお、介護支援専門員に関する情報は個別性が高いため、問い合わせは介護支援専門員本人が行ってください。

### 問い合わせ及び提出窓口

- 手続き全般（登録の移転(転入・転出)を除く）  
特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会 事務局  
〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1番5号  
TEL：018-893-4011 FAX：018-893-4012
- 登録の移転(転入・転出)の手続き  
秋田県健康福祉部長寿社会課 介護人材対策チーム  
〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
TEL：018-860-1364 FAX：018-860-3867

## 3 申請・届出の手続き

### (1) 申請・届出様式の入手

各種様式は県公式ウェブサイト美の国あきたネットの以下のページに掲載しています。各自でダウンロードして入手してください。

美の国あきたネット 介護支援専門員資格登録に関する各種申請について

URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/939> コンテンツ番号：939

### (2) 申請・届出時の注意事項

- 介護支援専門員の登録および介護支援専門員証の交付申請には、秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の規定により、手数料の納付が必要です。
- **手数料は、振込用紙により納付していただきます。**振込用紙は、不備のない申請書類が協会に到着した後、協会から申請者の住所に郵送で送付されます。

- ・ 手数料は金融機関の窓口、ATM、インターネットバンキングで振り込んでいただくことができます。
- ・ **手数料は、振込用紙が届き次第、速やかに振り込んでください。** 手数料が振り込まれないと、手続きを進めることができません。介護支援専門員証の交付を申請する場合、振込が遅くなるほど証の交付も遅くなります。
- ・ **振込人の氏名はフルネームをお願いします。** フルネームで振り込んでいただかないと、どなたの入金かが分からず、手続きを進めることができません。法人名義で振り込む場合は、事前に協会にご連絡ください。
- ・ **ATM、インターネットバンキングで振り込む際は、必ず登録番号と氏名をフルネームで入力してください。**
- ・ 申請や届出の内容を確認することがあるため、日中に連絡のつく電話番号を必ず記載してください。
- ・ 各種申請や届出には添付書類が必要です。様式に記載されている添付書類も必ず提出してください。
- ・ 添付書類に「現に有する介護支援専門員証」と記載が有る場合、現在交付を受けている介護支援専門員証（カード型、顔写真つき）の添付が必要です。紛失して原本の提出ができない場合は、参考様式「介護支援専門員証紛失届出書」を提出してください。
- ・ 住民票の写しは市町村の窓口で交付される原本のことで、コピーの提出は不可とします。
- ・ 住民票などの添付書類は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。
- ・ 介護支援専門員証用の顔写真は、6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のものに限ります。また、大きさは縦3cm×横2.4cmです。

### (3) 申請の流れ

申請の流れは以下のとおりです。

#### ●申請書類提出前の準備

- ①申請書を県公式ウェブサイト美の国あきたネットからダウンロードする。
- ②申請書類に必要事項を記入し、添付書類を準備する。



#### ●申請書類の提出

- ③申請書類を協会に提出する。  
 ※提出は原則郵送をお願いします。  
 ※特定記録または簡易書留による郵送を推奨しています。



●手数料の納付

④協会から手数料の振込用紙が送付される。

⑤振込用紙により手数料を納付する。

※振込用紙は不備のない申請書類が協会に到着してから約10日後に手元に届きます。

※振込手数料は申請者負担となります。

※**手数料は、振込用紙が届き次第、速やかに振り込んでください。**手数料が振り込まないと、手続きを進めることができません。



●手続きの完了

⑥協会から手続きの完了を知らせる通知が届く。

介護支援専門員証の交付を申請している場合、同時に介護支援専門員証も届く。

※協会では手数料の納付が確認できてから約2週間後に手元に届きます。

#### (4) 届出の流れ

届出の流れは以下のとおりです。

●届出書類提出前の準備

①届出書を県公式ウェブサイト美の国あきたネットからダウンロードする。

②届出書類に必要事項を記入し、添付書類を準備する。



●届出書類の提出

③届出書類を協会に提出する。

※提出は原則郵送でお願いします。

※特定記録または簡易書留による郵送を推奨しています。



●手続きの完了

⑤届出が受理される。

※届出に関する手続きが完了したことは通知しません。

#### (5) 手数料の金額

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の規定により、申請には所定の手数料が必要です。手数料の額は以下のとおりです。

**なお、納付済みの手数料は還付できません。**

手数料の金額表

	申請区分	手数料
1	介護支援専門員の登録及び専門員証の交付申請	4, 200円
2	介護支援専門員の登録申請のみ	2, 500円
3	専門員証の有効期間の更新申請	3, 300円
4	専門員証の交付申請	1, 700円
5	専門員証の再交付申請	1, 600円
6	専門員証の書き換え交付申請	1, 600円
7	登録の移転の申請(転入)及び専門員証の交付申請	3, 000円
8	登録の移転の申請(転入のみ)	1, 300円

## (6) 各種手続きと必要書類

資格管理に係る手続きの種類及び必要な書類は以下のとおりです。

### ①介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付申請

実務研修を修了した方が、新たに介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付を申請する場合は、様式第1号「介護支援専門員登録申請書」及び様式第6号「介護支援専門員証交付申請書」を提出してください。

#### 様式

- ・ 様式第1号「介護支援専門員登録申請書」
- ・ 様式第6号「介護支援専門員証交付申請書」

#### 添付書類及び手数料

- ・ 実務研修修了証明書の写し
- ・ 別紙誓約書
- ・ 次のいずれかの書類
  - ア 住民票の写し（住民票の写しはコピー不可。6か月以内に交付されたものでマイナンバーが記載されていないものに限り。）
  - イ 運転免許証等、氏名・住所が確認できる書面の写し（裏面に変更内容が記載されている場合、裏面の写しも添付してください。）
- ・ 同じ写真2枚（縦3cm×横2.4cmで、6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。1枚は申請書の写真貼付欄に貼り付けてください。もう1枚の裏側には、氏名・介護支援専門員登録番号を記載してください。）
- ・ 手数料4,200円（2,500円+1,700円）



## ②介護支援専門員の登録申請のみ

実務研修を修了した方が、介護支援専門員証の交付は申請せず、新たに介護支援専門員の登録のみ申請する場合は、様式第1号「介護支援専門員登録申請書」を提出してください。

**なお、登録を受けただけでは介護支援専門員としての実務に従事することはできません。実務に従事するためには介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。**既に秋田県に登録を受けているが、介護支援専門員証の交付を受けていない方が新たに実務に従事する場合は、介護支援専門員証の交付を申請してください。

### 様式

- ・ 様式第1号「介護支援専門員登録申請書」

### 添付書類及び手数料

- ・ 実務研修修了証明書の写し
- ・ 別紙誓約書
- ・ 次のいずれかの書類
  - ア 住民票の写し（住民票の写しはコピー不可。6か月以内に交付されたものでマイナンバーが記載されていないものに限り。）
  - イ 運転免許証等、氏名・住所が確認できる書面の写し（裏面に変更内容が記載されている場合、裏面の写しも添付してください。）
- ・ 手数料2,500円

### ③介護支援専門員証の有効期間の更新申請

介護支援専門員証の有効期間の更新に必要な研修を修了した方が、介護支援専門員証の更新を申請する場合は、様式第7号「介護支援専門員証有効期間更新申請書兼介護支援専門員証交付申請書」を提出してください。

更新の手続きは、原則、介護支援専門員証の有効期間満了日の1年前から受け付けます。ただし、主任介護支援専門員更新研修を修了し、介護支援専門員証の有効期間を主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えようとする方は、主任介護支援専門員更新研修修了後、速やかに手続きをお願いします。

**なお、申請書が提出されてから振込用紙を送付するまで一定の時間がかかるため、余裕を持って、有効期間満了日の1か月前までには申請書を提出してください。**

**また、介護支援専門員証の有効期間を更新するために修了が必要な研修に、主任介護支援専門員研修は含まれませんのでご注意ください。**

#### 様式

- ・ 様式第7号「介護支援専門員証有効期間更新申請書兼介護支援専門員証交付申請書」

#### 添付書類及び手数料

- ・ 更新研修修了証明書等、更新のための研修修了を証する書面の写し
- ・ 現に有する介護支援専門員証の原本  
(紛失した場合は、紛失届を提出してください。)
- ・ 同じ写真2枚(縦3cm×横2.4cmで、6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。1枚は申請書の写真貼付欄に貼り付けてください。もう1枚の裏側には、氏名・介護支援専門員登録番号を記載してください。)
- ・ 手数料3,300円

#### ④介護支援専門員証の交付申請

介護支援専門員証の有効期間満了後に再研修を修了した方や、介護支援専門員の登録のみ受けていて登録日から5年を経過していない方が、新たに介護支援専門員証の交付を申請する場合は、様式第6号「介護支援専門員証交付申請書」を提出してください。

#### 様式

- ・ 様式第6号「介護支援専門員証交付申請書」

#### 添付書類及び手数料

- ・ 実務研修修了証明書または再研修修了証明書の写し
- ・ 【再研修を修了した方のみ】  
現に有する介護支援専門員証の原本  
(紛失した場合は、紛失届を提出してください。)
- ・ 同じ写真2枚(縦3cm×横2.4cmで、6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。1枚は申請書の写真貼付欄に貼り付けてください。もう1枚の裏側には、氏名・介護支援専門員登録番号を記載してください。)
- ・ 手数料1,700円

### ⑤介護支援専門員証の再交付申請

介護支援専門員証を亡失、滅失、汚損、破損などした方で、再交付を申請する場合は、様式第8号「介護支援専門員証再交付申請書」を提出してください。

#### 様式

- ・ 様式第8号「介護支援専門員証再交付申請書」

#### 添付書類及び手数料

- ・ 同じ写真2枚（縦3cm×横2.4cmで、6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。1枚は申請書の写真貼付欄に貼り付けてください。もう1枚の裏側には、氏名・介護支援専門員登録番号を記載してください。）
- ・ 【亡失、滅失の場合】  
運転免許証等、氏名・生年月日・顔写真付きの身分証明書の写し
- ・ 【汚損、破損、その他の場合のみ】  
現に有する介護支援専門員証の原本
- ・ 手数料1,600円

## ⑥介護支援専門員証の書換え交付申請

介護支援専門員証の交付を受けている方で氏名に変更があった場合は、様式第3号の2「介護支援専門員登録事項変更届出書兼介護支援専門員証書換え交付申請書」を提出してください（有効期間内の介護支援専門員証の交付を受けている方のみ）。

### 様式

- ・ 様式第3号の2「介護支援専門員登録事項変更届出書兼介護支援専門員証書換え交付申請書」

### 添付書類及び手数料

- ・ 現に有する介護支援専門員証の原本  
（紛失した場合は、紛失届を提出してください。）
- ・ 戸籍抄本または謄本(6か月以内に交付されたものに限ります。)
- ・ 【住所を変更した場合】  
次のいずれかの書類  
ア 住民票の写し（住民票の写しはコピー不可。6か月以内に交付されたものでマイナンバーの記載がないものに限ります。）  
イ 運転免許証の両面の写し（表面に変更前の住所が記載されており、かつ裏面に変更後の住所が記載されている場合のみ可。）
- ・ 同じ写真2枚（縦3cm×横2.4cmで、6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。1枚は申請書の写真貼付欄に貼り付けてください。もう1枚の裏側には、氏名・介護支援専門員登録番号を記載してください。）
- ・ 手数料1,600円

## ⑦介護支援専門員の登録事項の変更の届出

介護支援専門員の登録事項に変更がある方で次のいずれかに該当する場合は、様式3号の1「介護支援専門員登録事項変更届出書」を提出してください。

なお、有効期間内の介護支援専門員証の交付を受けている方で氏名に変更があった場合は、様式3号の2「介護支援専門員登録事項変更届出書兼介護支援専門員証書換え交付申請書」を提出してください。

- a 有効期間内の介護支援専門員証の交付を受けている方で、住所のみ変更があった場合
- b 秋田県の登録を受けているが介護支援専門員証の交付を受けていない方で、氏名または住所に変更があった場合
- c 介護支援専門員証の有効期間の更新を申請する方で、更新の申請と同時に氏名または住所の変更を届け出る場合
- d 介護支援専門員証の有効期間が満了した方で、氏名または住所に変更があった場合

### 様式

- ・ 様式3号の1「介護支援専門員登録事項変更届出書」

### 添付書類

- ・ 【氏名を変更した場合】  
戸籍抄本または謄本(6か月以内に交付されたものに限ります。)
- ・ 【住所を変更した場合】  
次のいずれかの書類
  - ア 住民票の写し(住民票の写しはコピー不可。6か月以内に交付されたものでマイナンバーの記載がないものに限ります。)
  - イ 運転免許証の両面の写し(表面に変更前の住所が記載されており、かつ裏面に変更後の住所が記載されている場合のみ可。)
- ・ 【介護支援専門員証の有効期間が満了している場合】  
現に有している介護支援専門員証の原本

## ⑧介護支援専門員の登録の移転の申請(転入)及び介護支援専門員証の交付申請

秋田県外の都道府県で登録を受けている方が秋田県に登録を移転する場合で、新たな介護支援専門員証の交付を申請する場合は、様式第2号の2「介護支援専門員登録移転申請書(転入)兼介護支援専門員証交付申請書」を提出してください。

**なお、様式第2号の2は現に登録を受けている都道府県に提出してください。**

**また、秋田県への転入は、介護支援専門員として従事する事業所が決まっている場合のみ可能です。**  
介護支援専門員としての従事が未定もしくは介護支援専門員として従事しない場合は、現に登録を受けている都道府県に住所の変更を届け出てください。

### 様式

- ・ 様式第2号の2「介護支援専門員登録移転申請書(転入)兼介護支援専門員証交付申請書」

### 添付書類及び手数料

- ・ 現に有する介護支援専門員登録証明書の原本又は現に有する介護支援専門員証の原本（現在登録を受けている都道府県に返却していただきます。どちらもお持ちの方は両方を返却してください。）
- ・ 秋田県内に所在する事業所または施設で介護支援専門員の業務に従事し、または従事しようとすることを証する書面の写し
- ・ 次のいずれかの書類
  - ア 秋田県内の市町村長が交付した住民票の写し（住民票の写しはコピー不可。6か月以内に交付されたものでマイナンバーが記載されていないものに限りです。）
  - イ 運転免許証等、氏名・住所が確認できる書面の写し（裏面に変更内容が記載されている場合、裏面の写しも添付してください。）
- ・ 同じ写真2枚（縦3cm×横2.4cmで、6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。1枚は申請書の写真貼付欄に貼り付けてください。もう1枚の裏側には、氏名・介護支援専門員登録番号を記載してください。）
- ・ 手数料3,000円

## ⑨介護支援専門員の登録の移転の申請(転入)のみ

秋田県外の都道府県で登録を受けている方が秋田県に登録を移転する場合で、介護支援専門員証の交付は申請しない場合※は、様式第2号の1「介護支援専門員登録移転申請書(転入)」を提出してください。

**なお、様式第2号の1は現に登録を受けている都道府県に提出してください。**

**また、秋田県への転入は、介護支援専門員として従事する事業所が決まっている場合のみ可能です。**

介護支援専門員としての従事が未定もしくは介護支援専門員として従事しない場合は、現に登録を受けている都道府県に住所の変更を届け出てください。

※現在登録している都道府県で介護支援専門員証の交付を受けていない場合、有効期間が満了して介護支援専門員証の交付が受けられない場合等に様式第2号の1を提出してください。

### 様式

- ・ 様式第2号の1「介護支援専門員登録移転申請書(転入)」

### 添付書類及び手数料

- ・ 現に有する介護支援専門員登録証明書の原本又は現に有する介護支援専門員証の原本（現在登録を受けている都道府県に返却していただきます。どちらもお持ちの方は両方を返却してください。）
- ・ 秋田県内に所在する事業所または施設で介護支援専門員の業務に従事し、または従事しようとすることを証する書面の写し
- ・ 次のいずれかの書類
  - ア 秋田県内の市町村長が交付した住民票の写し（住民票の写しはコピー不可。6か月以内に交付されたものでマイナンバーが記載されていないものに限り。）
  - イ 運転免許証等、氏名・住所が確認できる書面の写し（裏面に変更内容が記載されている場合、裏面の写しも添付してください。）
- ・ 手数料1,300円



#### ⑩介護支援専門員の登録の消除申請

介護支援専門員の方が自らの意志で登録の消除を申請する場合は、様式第5号「介護支援専門員登録消除申請書」を提出してください。

##### 様式

- ・ 様式第5号「介護支援専門員登録消除申請書」

##### 添付書類

- ・ 現に有する介護支援専門員登録証明書の原本
  - ・ 現に有する介護支援専門員証の原本
- ※一方しか所持していない場合は、登録証明書または専門員証のどちらか所持しているものを提出してください。

#### ⑪介護支援専門員の登録の消除事項該当の届出

介護支援専門員が介護保険法第69条の5の事項に該当した場合は、様式第4号「介護支援専門員登録消除事由該当届出書」を提出してください。

なお、届け出が必要な事項は以下のとおりです。

- a 介護支援専門員本人が死亡した
- b 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令※で定めるものに該当となった(※精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)
- c 禁錮以上の刑を宣告した判決が確定した
- d 介護保険法等の規定により罰金以上の刑を宣告した判決が確定した

##### 様式

- ・ 様式第4号「介護支援専門員登録消除事由該当届出書」

##### 添付書類

- ・ 届出に係る事由の発生を証明できる書面
  - ・ 現に有する介護支援専門員登録証明書の原本
  - ・ 現に有する介護支援専門員証の原本
- ※一方しか所持していない場合は、登録証明書または専門員証のどちらか所持しているものを提出してください。

## ⑫介護支援専門員証の返納の届出

以下のいずれかに該当したことで介護支援専門員証を返納する場合は、様式 9 号「介護支援専門員証返納届出書」を提出してください。

- a 介護支援専門員の登録が削除された
- b 介護支援専門員証の有効期間が満了した
- c 介護支援専門員としての業務の禁止の処分を受けた
- d 紛失により介護支援専門員証の再交付を受けたが、紛失した介護支援専門員証を発見した

### 様式

- ・ 様式 9 号「介護支援専門員証返納届出書」

### 添付書類

- ・ 現に有する介護支援専門員証の原本

## ⑬介護支援専門員の登録の移転(転出)

秋田県の登録を受けている方で、県外の都道府県に登録を移転する場合は、移転を希望する都道府県が指定する申請書および添付書類、現に有する介護支援専門員証の原本を秋田県に提出してください。

**なお、都道府県によって登録の移転を受け入れる条件が異なりますので、事前に移転を希望する都道府県に登録の移転が可能かを確認してください。**登録の移転ができない場合で県外に住所を変更したときは、様式第 3 号の 1「介護支援専門員登録事項変更届出書」により変更後の住所を秋田県に届け出てください。

## 4 介護支援専門員の法定研修

### (1) 法定研修の目的と概要

法定研修は、介護支援専門員がその養成段階で行われる現任者等を対象とした法定研修を体系的に実施することで、介護保険制度の基本理念である利用者本位、自立支援、公正中立等の理念の徹底を図り、利用者の自立支援に向けた適切なケアマネジメントの実現を図ることを目的としています。

法定研修の体系は一覧表のとおりです。

介護支援専門員法定研修の体系一覧

研修名	対象者
専門研修課程Ⅰ	介護支援専門員としての実務に現に従事している方で、最新の有効期間内で就業後6か月以上の実務経験を有する方
専門研修課程Ⅱ	介護支援専門員としての実務に現に従事している方で、最新の有効期間内で就業後3年以上の実務経験を有する方
更新研修 (実務経験者・初回更新)	最新の有効期間内で介護支援専門員としての実務に従事している又は従事していた経験を有する方
更新研修 (実務経験者・2回目以降更新)	専門研修課程Ⅰ・Ⅱ又は実務経験者の更新研修を修了して初回の更新をした方で、最新の有効期間内で介護支援専門員としての実務に従事している又は従事していた経験を有する方
更新研修 (実務未経験者)	最新の有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない方
再研修	有効期間が満了し、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする方
主任介護支援専門員研修	次の全ての要件を満たすとして所属長から推薦を受けた方 (1) 専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は実務経験者の更新研修を修了した方 (2) 原則として秋田県に登録を受けており、現に実務に従事している介護支援専門員 (3) 次の①から⑤のいずれかを満たしていること ①常勤専従の介護支援専門員として実務に従事した期間が、通算して5年(60か月)である方 ②ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した方で、常勤専従の介護支援専門員として従事した期間が3年(36か月)以上である方 ③日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、常勤専従の介護支援専門員として従事した期間が3年(36か月)以上である方 ④「主任介護支援専門員に準ずる者」として、現に地域包括支援センターに配置されている方

	⑤介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、秋田県が適当と認める方
主任介護支援専門員更新研修	有効期間内であり、次の（１）から（５）に該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね２年以内に満了する方。 （１）介護支援専門員に関する研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある方 （２）地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に単年度（４月１日から翌年３月３１日まで）で４回以上参加した実績のある方 （３）日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等で演題発表等の経験がある方 （４）日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー （５）主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する方であり、秋田県が適当と認める者

## （２）受講する研修の判断

介護支援専門員証の有効期間を更新するためには、所定の法定研修を修了する必要があります。**修了が必要な研修は、過去の研修の受講歴や研修申込時点の就労状況等で異なります**ので、研修実施要綱の対象者をよくご確認ください。

不明な場合は、P 33の研修受講フローチャートを参考にしてください。また、「秋田県介護サービス事業者・介護支援専門員向け AI-FAQ 検索システム」でも受講する研修をフローチャートで確認できます。

秋田県介護サービス事業者・介護支援専門員向け AI-FAQ 検索システム

URL : <https://fureai-fureconsv01.com/concierge/akita/qa-search>

## （３）研修実施機関

秋田県では、特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会に委託して法定研修を実施しています（実務研修を除く）。研修はオンラインで行っています。研修の案内は毎年度４月頃に協会のウェブサイトに掲載されますので、随時ご自身でご確認ください。

### 研修実施機関

特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会 事務局

〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1番5号

TEL : 018-893-4011 FAX : 018-893-4012

研修実施機関ウェブサイト

URL : [https://www.acma.jp/ll\\_training/](https://www.acma.jp/ll_training/)

## 5 手続きに関するQ&A

### (1) 資格関係

Q 1 介護支援専門員証の有効期間の更新手続きについて、何か案内はありますか。

A 1 案内はありません。介護支援専門員資格はあくまで個人に付与されるため、有効期間の管理は個人の責任で行ってください。

Q 2 介護支援専門員として従事する予定はないのですが、介護支援専門員証の有効期間は更新しないといけませんか。

A 2 介護支援専門員として従事しない場合、必ずしも介護支援専門員証の有効期間を更新する必要はありません。ただし、介護支援専門員証の有効期間が満了した場合、介護支援専門員の実務に従事することはできませんのでご注意ください。

更新研修を受けず、介護支援専門員証の有効期間が満了した方が新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする場合は、介護保険法第69条の7第2項の規定により、再研修を受講しなければなりません。

Q 3 介護支援専門員証の有効期間を更新しない場合、資格はなくなりますか。

A 3 介護支援専門員証の有効期間を更新しない場合でも、介護支援専門員としての登録がなくなるわけではありません。介護支援専門員証の有効期間が満了した場合、介護支援専門員の実務に従事することはできませんのでご注意ください。

更新研修を受けず、介護支援専門員証の有効期間が満了した方が新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする場合は、介護保険法第69条の7第2項の規定により、再研修を受講しなければなりません。

Q 4 介護支援専門員の登録番号と有効期間を教えてください。

A 4 介護支援専門員証を確認してください。

なお、交付を受けていないなどで介護支援専門員証で確認できない場合は、秋田県介護支援専門員協会までお問い合わせください。

Q 5 介護支援専門員の登録を受けていれば、介護支援専門員証の交付を受けていなくても介護支援専門員の実務に従事できますか。

A 5 できません。実務に従事する場合は、必ず介護支援専門員証の交付を受けてください。介護支援専門員証の交付を受けずに実務に従事した場合、登録削除の対象となります。

Q 6 介護支援専門員証の有効期間内に更新に必要な研修を修了できなかった場合、更新申請はできないのですか。

A 6 更新申請はできません。現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間が満了しますので、改めて交付を受けるには再研修の受講が必要です。有効期間内の介護支援専門員証の交付を受けるまで、介護支援専門員の実務に従事することはできません。

Q 7 介護支援専門員証の有効期間が満了した場合、実務研修受講試験や実務研修を改めて受け直す必要がありますか。

A 7 介護支援専門員証の有効期間を更新しない場合でも、介護支援専門員としての登録がなくなるわけではありません。そのため、改めて実務研修受講試験や実務研修を受ける必要はありません。

Q 8 介護支援専門員証を紛失してしまいました。再交付を受けられますか。

A 8 再交付は可能です。

P 1 1をご確認いただき、様式第 8 号「介護支援専門員証再交付申請書」を作成し、必要な添付書類を準備した上で、秋田県介護支援専門員協会に提出してください。

Q 9 秋田県内で引っ越しをして住所が変わりました。何か手続きは必要ですか。

A 9 必要です。

P 1 2をご確認いただき、様式第 3 号の 1「介護支援専門員登録事項変更届出書」を作成し、必要な添付書類を準備した上で、秋田県介護支援専門員協会に提出してください。

Q 10 氏名が変わりました。何か手続きは必要ですか。

A 10 必要です。

有効期間内の専門員証をお持ちの方は、P 1 1をご確認いただき、様式第 3 号の 2「介護支援専門員登録事項変更届出書兼介護支援専門員証書換え交付申請書」を作成し、必要な添付書類を準備した上で、秋田県介護支援専門員協会に提出してください。

有効期間内の専門員証をお持ちでない方は、P 1 2をご確認いただき、様式第 3 号の 1「介護支援専門員登録事項変更届出書」を作成し、必要な添付書類を準備した上で、秋田県介護支援専門員協会に提出してください。

Q11 A県から秋田県へ引っ越してきました。介護支援専門員の登録を秋田県に変更したいのですが、どうすればいいですか。

A11 他都道府県から秋田県に登録を変更する手続きがあり、登録の移転（転入）とといいます。

P13をご確認いただき、様式第2号の2「介護支援専門員登録移転申請書(転入)兼介護支援専門員証交付申請書」を作成し、必要な添付書類を準備した上で、**現に登録を受けている都道府県に提出してください。**

**なお、秋田県への転入は、介護支援専門員として従事する事業所が決まっている場合のみ可能です。**介護支援専門員としての従事が未定もしくは介護支援専門員として従事しない場合は、現に登録を受けている都道府県に、その都道府県の様式で住所の変更を届け出てください。

また、登録の移転は必ずしなければならないものではありませんが、法定研修は原則、登録を受けている都道府県で受講することになっています。そのため、登録の移転が可能な場合、特段の事情がなければ、現住所地の都道府県と登録を受けている都道府県は一致させることをおすすめします。

Q12 秋田県からB県へ引っ越しました。介護支援専門員の登録をB県に変更したいのですが、どうすればいいですか。

A12 秋田県から他都道府県に登録を変更する手続きがあり、登録の移転（転出）とといいます。

P16をご確認いただき、移転を希望する都道府県が指定する申請書および添付書類、現に有する介護支援専門員証の原本を**秋田県に提出してください。**

**なお、都道府県によって登録の移転を受け入れる条件が異なりますので、事前に移転を希望する都道府県に登録の移転が可能かを確認してください。**登録の移転ができない場合で県外に住所を変更したときは、様式第3号の1「介護支援専門員登録事項変更届出書」により変更後の住所を秋田県に届け出てください。

また、登録の移転は必ずしなければならないものではありませんが、法定研修は原則、登録を受けている都道府県で受講することになっています。そのため、登録の移転が可能な場合、特段の事情がなければ、現住所地の都道府県と登録を受けている都道府県は一致させることをおすすめします。

## (2) 研修関係

Q 1 研修の開催について、個人あてに案内はありますか。

A 1 個人あてに案内はありません。研修の案内は毎年度4月頃に秋田県介護支援専門員協会のウェブサイトに掲載されますので、随時ご自身でご確認ください。

Q 2 介護支援専門員証を更新したいです。どの法定研修を修了すればいいですか。

A 2 修了が必要な研修は、過去の研修の受講歴や研修申込時点の就労状況等で異なりますので、研修実施要綱の対象者をよくご確認ください。

不明な場合は、P 3 3 の研修受講フローチャートを参考にしてください。また、「秋田県介護サービス事業者・介護支援専門員向け AI-FAQ 検索システム」でも受講する研修をフローチャートで確認できます。

Q 3 介護支援専門員の実務経験とは何ですか。

A 3 介護支援専門員の実務経験とは、次の事業所又は施設において、介護支援専門員としてサービス計画作成業務に従事していたことを指します。ただし、対象の事業所又は施設に就労していたとしても、単に、要介護認定のための認定調査のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみの業務に従事していた等、サービス計画作成業務を行っていなかった場合は、実務経験として認められません。

### 対象事業所等

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービスを含む）、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④ 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦ 介護予防支援事業者
- ⑧ 地域包括支援センター



Q 4 居宅介護支援事業所の管理者で、管理業務だけを行っていますが、介護支援専門員の実務になりますか。

A 4 居宅介護支援事業所の管理者は介護支援専門員でなければならず、管理者の業務は介護支援専門員の実務に該当します（サービス計画作成業務に従事していない場合でも、介護支援専門員の実務に従事しているものとみなします）。

Q 5 居宅介護支援事業所の管理者は、管理者の業務専任であっても介護支援専門員証の有効期間を更新しなければなりませんか。

A 5 居宅介護支援事業所の管理者の業務は介護支援専門員の実務に当たるため、介護支援専門員の実務に就くには、介護支援専門員証の有効期間が切れていないことが必要ですので、必ず有効期間を更新しなければいけません（管理者であれば、サービス計画作成業務に従事していない場合でも介護支援専門員としての業務に従事しているものとみなします）。

Q 6 専門研修課程Ⅰ・Ⅱと実務経験者向けの更新研修の違いは何ですか。

A 6 研修内容は同じですが、受講対象者が異なります。

専門研修課程Ⅰは、介護支援専門員としての実務に現に従事している方で、最新の有効期間内で就業後6か月以上の方が対象です。専門研修課程Ⅱは介護支援専門員としての実務に現に従事している方で、最新の有効期間内で就業後3年以上の方が対象です。

実務経験者向けの更新研修は、介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する方で、最新の有効期間内で介護支援専門員としての実務に従事している又は従事していた経験を有する方が対象です。実務に現に従事していない方でも受講できます。

Q 7 主任介護支援専門員更新研修の要件である法定外研修は、どのような研修ですか。

A 7 地域包括支援センターや職能団体等が開催する研修です。ケアマネジメントに関する内容・介護支援専門員に係る内容※、多職種連携・地域包括ケアシステムの構築・地域包括ケアの推進等に関するものを指します。なお、事例検討のみの研修会は認めず、外部講師の講話を含んだ研修を認めています。

※「ケアマネジメントに関する内容・介護支援専門員に係る内容」は、主として法定研修の研修科目と類似した内容を指します。

Q 8 法定外研修を開催する「職能団体等」は、具体的にはどこですか。

A 8 「職能団体等」とは、以下を指します。

**職能団体等**

- ① 県
- ② 市町村
- ③ 病院
- ④ 県社会福祉協議会
- ⑤ 市町村社会福祉協議会
- ⑥ 地域包括・在宅介護支援センター協議会
- ⑧ 実務研修受講試験要件にある法定資格者の職能団体

(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士)

Q 8 法定外研修は、秋田県外で受講した研修も含まれますか。

A 8 集合研修、オンライン研修のどちらも含まれます。

Q 9 法定外研修は、何時間の研修でも要件を満たしますか。

A 9 研修の受講時間数は90分以上のものを1回と数えます。ただし、60分以上90分未満の研修は2つ修了することにより1回と数えます。

Q 10 主任介護支援専門員更新研修の実施要綱にある「年度内に4回以上」の意味を教えてください。

A 10 「年度内に4回以上」は、単年度で4月1日から翌年3月31日までの間に、法定外研修を4回以上受講していることを意味します。

Q11 主任介護支援専門員**更新**研修を修了すれば、介護支援専門員証の有効期間を更新できますか。

A11 できます。主任介護支援専門員更新研修の修了者は、介護支援専門員証の有効期間を更新するための法定研修（専門研修、更新研修）を免除されます。当該研修の修了後、介護支援専門員証に記載された有効期間満了日までに有効期間の更新申請を行ってください。

なお、介護支援専門員証の有効期間の更新申請を行わない場合、介護支援専門員証は更新されません。介護支援専門員証の有効期間の満了と同時に、主任介護支援専門員の資格も失効し、主任介護支援専門員としても、介護支援専門員としても実務に従事することができなくなります。

その場合、失効後に介護支援専門員再研修を修了することで、介護支援専門員証の交付を申請できます。また、主任介護支援専門員研修の受講要件を満たしたうえで当該研修を再度受講することで、主任介護支援専門員の資格を改めて取得できます。

Q12 主任介護支援専門員研修を修了すれば、介護支援専門員証の有効期間を更新できますか。

A12 **できません。**別途、介護支援専門員証の有効期間を更新するための法定研修（専門研修、更新研修）の修了が必要です。

なお、介護支援専門員証の有効期間が満了した場合、同時に、主任介護支援専門員の資格も失効し、主任介護支援専門員としても、介護支援専門員としても実務に従事することができなくなります。

その場合、失効後に介護支援専門員再研修を修了することで、介護支援専門員証の交付を申請できます。また、主任介護支援専門員研修の受講要件を満たしたうえで当該研修を再度受講することで、主任介護支援専門員の資格を改めて取得できます。

Q13 どうしても日程の都合がつかず秋田県の法定研修を受講できません。どうすればいいですか。

A13 原則、法定研修は登録を受けている都道府県で受講することになっていますが、やむを得ない場合は他都道府県で開催される法定研修の受講を検討してください。

まずは、受講を希望する他都道府県に直接連絡し、研修の受講が可能か確認してください。受講が可能な場合、秋田県で受講地変更の手続きを行っていただきます。手続きの詳細は、秋田県長寿社会課介護人材対策チームにお問い合わせください。

#### 問い合わせ及び提出窓口

秋田県健康福祉部長寿社会課 介護人材対策チーム

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

TEL: 018-860-1364 FAX: 018-860-3867

## 6 介護保険法抜粋（介護支援専門員に関する条文）

### ○介護支援専門員の定義

（介護保険法（以下「法」という）第7条第5項）

この法律において「介護支援専門員」とは、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業（第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業又は同号ハに規定する第一号生活支援事業をいう。以下同じ。）を利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第69条の7第1項の介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。

### ○介護支援専門員の登録

（法第69条の2）

厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であって、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令（※1）で定めるもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 五 第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- 六 第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- 七 第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの
- 2 前項の登録は、都道府県知事が、介護支援専門員資格登録簿に氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を記載してするものとする。

(※1) 介護保険法施行規則

(第113条の5の2)

法第69条の2第1項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

○登録の移転

(法第69条の3)

前条第1項の登録を受けている者は、当該登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する指定居宅介護支援事業者その他厚生労働省令で定める事業者若しくは施設の業務に従事し、又は従事しようとするときは、当該事業者の事業所又は当該施設の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をしている都道府県知事を経由して、登録の移転の申請をすることができる。ただし、その者が第69条の3第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間が満了していないときは、この限りでない。

○登録事項の変更の届出

(法第69条の4)

第69条の2第1項の登録を受けている者は、当該登録に係る氏名その他厚生労働省令で定める事項(※)に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(※2) 介護保険法施行規則

(第113条の12)

法第69条の4の厚生労働省令で定める事項は、住所とする。

○死亡等の届出

(法第69条の5)

第69条の2第1項の登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあつては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 第69条の2第1項第一号に該当するに至った場合 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族
- 三 第69条の2第1項第二号又は第三号に該当するに至った場合 本人

○申請等に基づく登録の消除

(法第69条の6)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第69条の2第1項の登録を消除しなければならない。

- 一 本人から登録の消除の申請があった場合
- 二 前条の規定による届出があった場合
- 三 前条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合
- 四 第69条の31の規定により合格の決定を取り消された場合

○介護支援専門員証の交付等

(法第69条の7)

第69条の2第1項の登録を受けている者は、都道府県知事に対し、介護支援専門員証の交付を申請することができる。

- 2 介護支援専門員証の交付を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。ただし、第69条の2第1項の登録を受けた日から厚生労働省令で定める期間以内に介護支援専門員証の交付を受けようとする者については、この限りでない。
- 3 介護支援専門員証（第5項の規定により交付された介護支援専門員証を除く。）の有効期間は、5年とする。
- 4 介護支援専門員証が交付された後第69条の3の規定により登録の移転があったときは、当該介護支援専門員証は、その効力を失う。
- 5 前項に規定する場合において、登録の移転の申請とともに介護支援専門員証の交付の申請があったときは、当該申請を受けた都道府県知事は、同項の介護支援専門員証の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする介護支援専門員証を交付しなければならない。
- 6 介護支援専門員は、第69条の2第1項の登録が消除されたとき、又は介護支援専門員証が効力を失ったときは、速やかに、介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。
- 7 介護支援専門員は、第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受けたときは、速やかに、介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。
- 8 前項の規定により介護支援専門員証の提出を受けた都道府県知事は、同項の禁止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があったときは、直ちに、当該介護支援専門員証を返還しなければならない。

○介護支援専門員証の有効期間の更新

(法第69条の8)

介護支援専門員証の有効期間は、申請により更新する。

- 2 介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「更新研修」という。）を受けなければならない。ただし、現に介護支援専門員の業務に従事しており、かつ、更新研修の課程に相当するものとして都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修の課程を修了した者については、この限りでない。
- 3 前条第3項の規定は、更新後の介護支援専門員証の有効期間について準用する。

○介護支援専門員証の提示

(法第69条の9)

介護支援専門員は、その業務を行うに当たり、関係者から請求があったときは、介護支援専門員証を提示しなければならない。

○介護支援専門員の義務

(法第69条の34)

介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

- 2 介護支援専門員は、厚生労働省令で定める基準に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。
- 3 介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

○名義貸しの禁止等

(法第69条の35)

介護支援専門員は、介護支援専門員証を不正に使用し、又はその名義を他人に介護支援専門員の業務のため使用させてはならない。

○信用失墜行為の禁止

(法第69条の36)

介護支援専門員は、介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

### ○秘密保持義務

(法第69条の37)

介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。介護支援専門員でなくなった後においても、同様とする。

### ○報告等

(法第69条の38)

都道府県知事は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員に対し、その業務について必要な報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員若しくは当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第69条の34第1項若しくは第2項の規定に違反していると認めるとき、又はその登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないもの（以下この項において「介護支援専門員証未交付者」という。）が介護支援専門員として業務を行ったときは、当該介護支援専門員又は当該介護支援専門員証未交付者に対し、必要な指示をし、又は当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる。

3 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、1年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。

4 都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けている介護支援専門員に対して前2項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該介護支援専門員の登録をしている都道府県知事に通知しなければならない。

### ○登録の消除

(法第69条の38)

都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除しなければならない。

一 第69条の2第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するに至った場合

二 不正の手段により第69条の2第1項の登録を受けた場合

三 不正の手段により介護支援専門員証の交付を受けた場合

四 前条第3項の規定による業務の禁止の処分に違反した場合

2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除することができる。

一 第69条の34第1項若しくは第2項又は第69条の35から第69条の37までの規定に違反した場合

二 前条第1項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

三 前条第2項の規定による指示又は命令に違反し、情状が重い場合



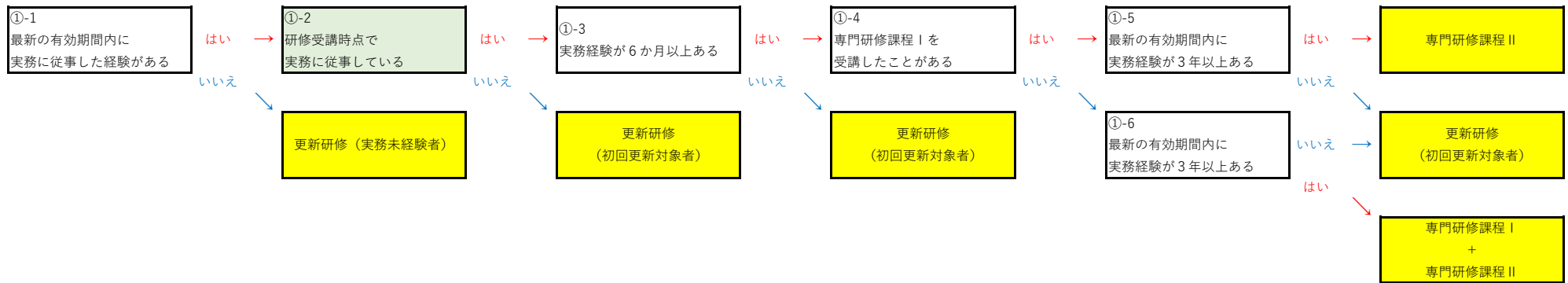
3 第69条の2第1項の登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を削除しなければならない。

- 一 第69条の2第1項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った場合
- 二 不正の手段により第69条の2第1項の登録を受けた場合
- 三 介護支援専門員として業務を行い、情状が特に重い場合

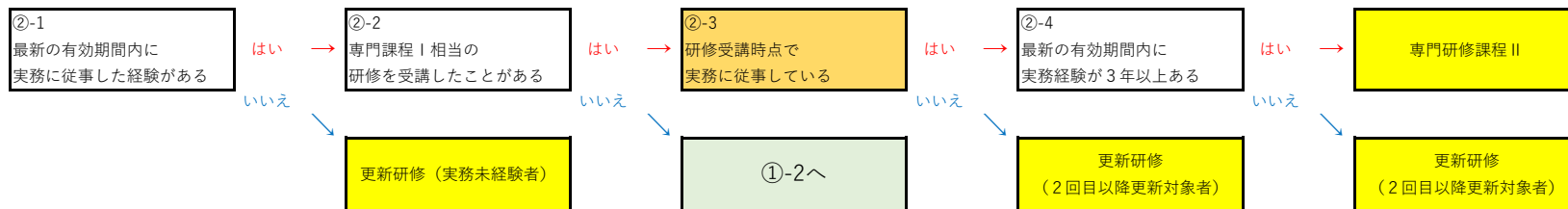
# 介護支援専門員証の有効期間の更新、交付のための研修受講フローチャート

令和5年6月 秋田県健康福祉部長寿社会課作成

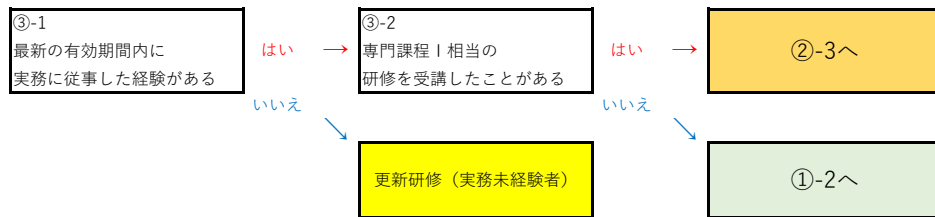
## ①初めての更新



## ②2回目以降の更新



## ③前回、再研修を受講して介護支援専門員証の交付を受けている場合



## ④既に有効期間が満了している場合、更新研修等の研修中に有効期間が満了する場合



## ○補足事項

- ・研修を修了しただけでは介護支援専門員証の有効期間は更新されません。必ず介護支援専門員証の有効期間の更新手続きを行ってください。
- ・今後、介護支援専門員として実務に従事する予定がない場合は、必ずしも更新研修等を受講する必要はありません。
- ・有効期間満了後であっても、再研修を修了した後に介護支援専門員証の交付を申請することで、新しい有効期間が記載された介護支援専門員証が交付され、再び実務に従事することができますようになります。
- ・専門研修課程Ⅰ相当の研修…専門研修課程Ⅰ、更新研修（初回更新対象者）
- ・専門研修課程Ⅰ相当の研修…専門研修課程Ⅱ、更新研修（初回更新対象者）、更新研修（2回目以降更新対象者）